認定実務実習指導薬剤師の更新要件を公表

公益財団法人日本薬剤師研修センター　専務理事　浦山 隆雄氏

更新申請受付は今年５月から開始

6年制薬学教育制度下の薬学生に対して、医療の現場における実務実習の際に指導に当たることのできる薬剤師を認定する認定実務実習指導薬剤師制度。[※1] 2010年度の最初の認定から5年が経過した。

認定実務実習指導薬剤師の認定期間は6年間である。よって、2010年度に認定を受けた1万人を超える薬剤師が、来年に更新時期を迎える。

日本薬剤師研修センターは、更新申請にあたって満たすべき要件を公表した。

更新申請に際して満たすべき要件は、以下の①～③である[※2]。

① 6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上あること

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明および今後の指導の見込みを記載した書類を提出すれば、個別に審査することとされている。

② 勤務状況に関し、次のア、イおよびウのすべてを満たすこと

ア．現に実務に従事していること

イ．6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること

ウ．更新申請の直近1年以上継続的に病院または薬局に勤務していること

③ 更新講習を受講していること

内容は薬学教育モデル・コアカリキュラムの主な変更点、薬剤師に求められる基本的な資質等とされている。

認定期限が2016年3月31日の方の更新申請の受付けは、2015年5月1日からですでに始まっている。認定期限が2016年4月14日以降の方の更新申請の受付けは、認定期限の3か月前から行うとのことだ。

更新希望者は、更新を忘れないよう、そして更新要件を満たせるよう、確認しておきたい。

6年制薬剤師は3年目から研修可能に

また、認定実務実習薬剤師養成研修の受講資格も一部変更された。

実務経験が5年以上必要なのは従来どおりだが、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講できるようになったのである。

ただし、認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。

つまり、3年目で前もって研修を受講しておき、5年経ったらすぐに認定取得できるようになったのである。

この変更の狙いを、専務理事の浦山隆雄氏は、「4年制を卒業した薬剤師でこの認定が必要だと思われている方は、すでに相当数が受講していると考えています。今後、6年制を卒業し後進の指導に意欲のある方に早めに研修を受けていただき、すぐに指導はできないものの、今後指導していくという意識を持って業務にあたっていただければと考えました」と話す。

また、実務について5年目が経過してから研修を受けるよりも、予め研修を受けておき、5年目に認定申請を行えば、それだけ早く後進の指導に携われる。

認定実務実習指導薬剤師は、当初7,000名を目標に事業が計画された。それが、2015年3月31日現在は25,167名にまで増えている。

更新時期を迎え、多くの薬剤師が更新するとみられているが、一方で引退する薬剤師も出て来るだろう。

浦山氏は、「その分、若い人に積極的に入ってきて欲しいと思います。継続的に入れ替わっていくことで、自分たちの経験を後進に受け継いでいって欲しい」とこの制度に対する思いを語った。

＊1　認定実務実習指導薬剤師制度　http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/index.html

＊2　認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新手続きを行えなかった場合、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすことができれば、更新申請の手続きをすることができるとされている。